

河口部河川堤防高の設定(案)を提示しました
～宮城県沿岸域の河口部の本格復旧・復興に向けて～

宮城県沿岸域にある5つの一級河川(北上川、旧北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川)の河口部は、今次津波及び広範囲の地盤沈下により、大きな被害を受けました。

今般、これら5河川の河口部の河川堤防の本格復旧及び被災地の復興に向け、新たな海岸堤防高との整合を図りながら、洪水、高潮、津波の3つの外力に対応するよう、河川堤防高の設定(案)を作成し、関係市町に提示しましたのでお知らせします。

○河口部の河川堤防高の設定(案)※1

	現計画堤防高※2	新計画堤防高※2	設定根拠	新海岸堤防高
北上川	TP.+4.6m	TP.+8.4m\	津波※3	TP.+8.4m
旧北上川	TP.+4.1m	TP.+7.2m\4.5m\4.1m	高潮	TP.+7.2m
鳴瀬川	TP.+6.2m	TP.+7.2m\6.2m	高潮	TP.+7.2m
名取川	TP.+6.0m	TP.+7.2m\6.0m	高潮	TP.+7.2m
阿武隈川	TP.+6.2m	TP.+7.2m\	高潮	TP.+7.2m

※1: 本設定(案)は、今後、河川整備計画の策定・変更手続きにおける学識経験を有する者、関係住民等からの意見聴取等を経て決定されます。

※2: 計画堤防高が高潮又は津波で設定される区間(河口から洪水で設定される計画堤防高にすりつく迄の区間)について表記しています。「\」は、すりつけ等のため勾配をもつ区間があることを示しています。

※3: 明治三陸地震が対象となります。

<発表記者会: 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、石巻記者クラブ、古川記者クラブ>

(問い合わせ先)

国土交通省 東北地方整備局 河川部

河川調査官 川村 謙一 (内)3513

河川計画課長 小竹 利明 (内)3611

住所 仙台市青葉区二日町9-15

電話 022-225-2171(代)

河口部河川堤防高の設定について(案)

～宮城県沿岸域の河口部の本格復旧・復興に向けて～

平成 23 年 12 月
国土交通省東北地方整備局

河口部の河川堤防の被災状況等

宮城県沿岸域にある5つの一級河川（北上川、旧北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川）の河口部は、今次津波及び広範囲の地盤沈下により、大きな被害を受けた。

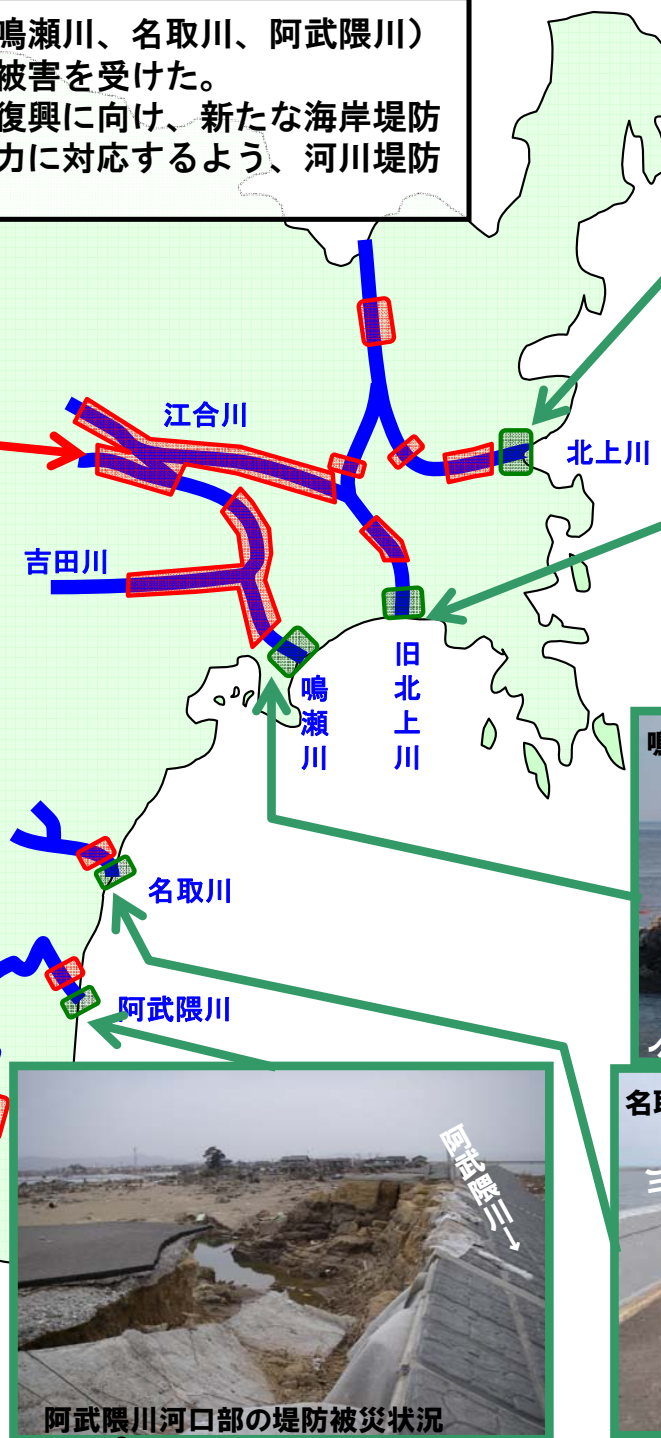
これら5河川の河口部の河川堤防の本格復旧及び被災地の復興に向け、新たな海岸堤防の高さとの整合を図りながら、洪水、高潮、津波の3つの外力に対応するよう、河川堤防高の設定（案）を作成した。



鳴瀬川(下中ノ目地区) 堤防被災状況



阿武隈川(枝野地区) 堤防被災状況



北上川河口部の堤防被災状況



旧北上川河口部の堤防被災状況



鳴瀬川河口部の堤防被災状況



名取川河口部の堤防被災状況



阿武隈川河口部の堤防被災状況

【凡例】

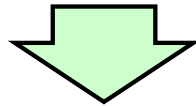
- : 河口部
- : 河口部以外

河川堤防の整備方針

地域の復興計画と整合を図り、海岸堤防と一連となって効果を発揮するよう、概ね5年間で河川堤防を整備する。

【応急復旧】 - H23出水期までに完了(6月末) -

- ・ 応急的に従前の堤防高さまで復旧。



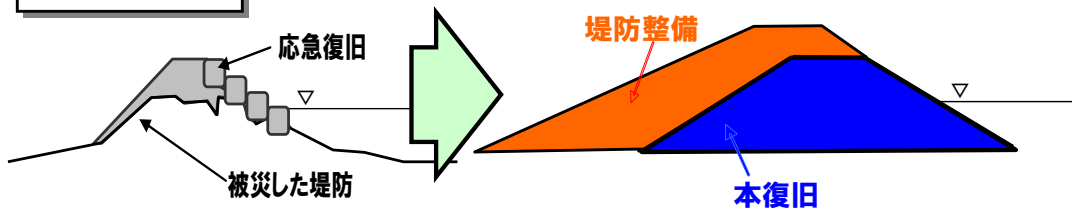
【本復旧】 - H24出水期まで -

- ・ 従前と同程度の安全水準（地盤沈下分も含む）までの復旧をH24年出水期（6月頃～）までに実施。

【堤防整備】 - 概ね5年間で完了予定 -

- ・ 地域の復興計画と整合を図り、海岸堤防と一連となって効果を発揮するよう河川堤防を整備する。

復旧のイメージ



スケジュール

	年次計画				
	H23	H24	H25	H26	H27
応急復旧	■				
本復旧		■	■	■	■
堤防整備			■	■	■

被災直後の状況:旧北上川河口部



応急復旧完了



被災直後の状況:阿武隈川河口部



応急復旧完了



被災直後の状況:江合川



応急復旧完了

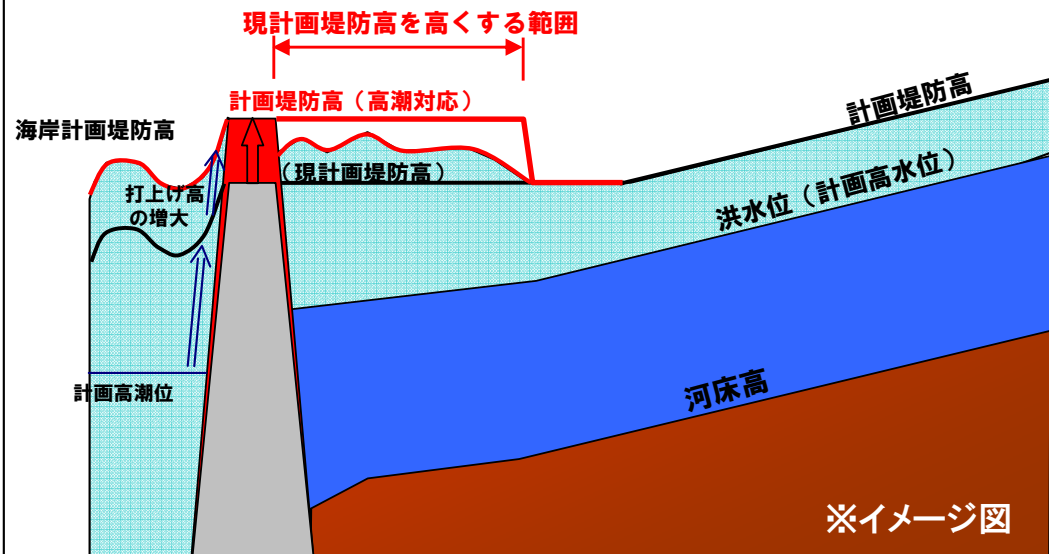


河口部河川堤防高の設定(案)の考え方

- 河口部の河川堤防高は、海岸堤防高と整合を図りながら、洪水、高潮、津波(「施設計画上の津波」)に対して必要とされる堤防高のうち最も高い堤防高を区間ごとに設定する。
- なお、「最大クラスの津波」については、津波防災まちづくり等と一体とした減災を目指す。

高潮で堤防の高さが設定される場合の考え方

- ・ 現行の海岸堤防計画(高潮計画)と同じ外力を対象とし、今次の地震に伴う海底地形の変化を反映する。
- ・ 高潮で設定される河川堤防高は、計画高潮位に波の打上げ高を加えた高さを基にして設定する。
- ・ 河口地点は海岸堤防高と同じ高さとし、地形地物により区切られる区間を考慮して現在の計画堤防高を高くすることを基本に設定する。

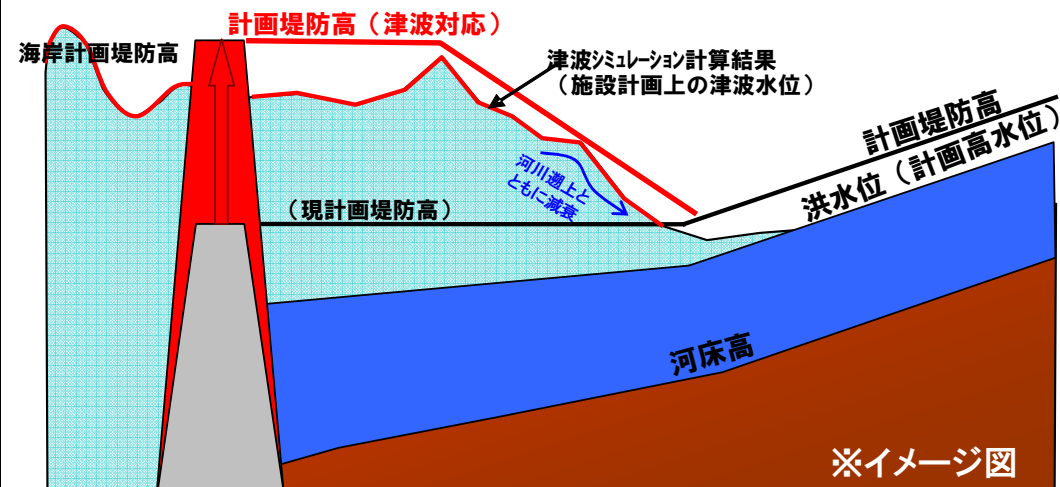


○旧北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川が該当

津波で堤防の高さが設定される場合の考え方

- ・ 数十年から百数十年の頻度で発生している津波を対象とし、海岸堤防計画における津波と同じ「施設計画上の津波」とする。
- ・ 河川における「施設計画上の津波水位」は、津波シミュレーションより求まる水位を基にして設定する。
- ・ 河川堤防の高さは、「施設計画上の津波水位」を包絡するようにして設定する。

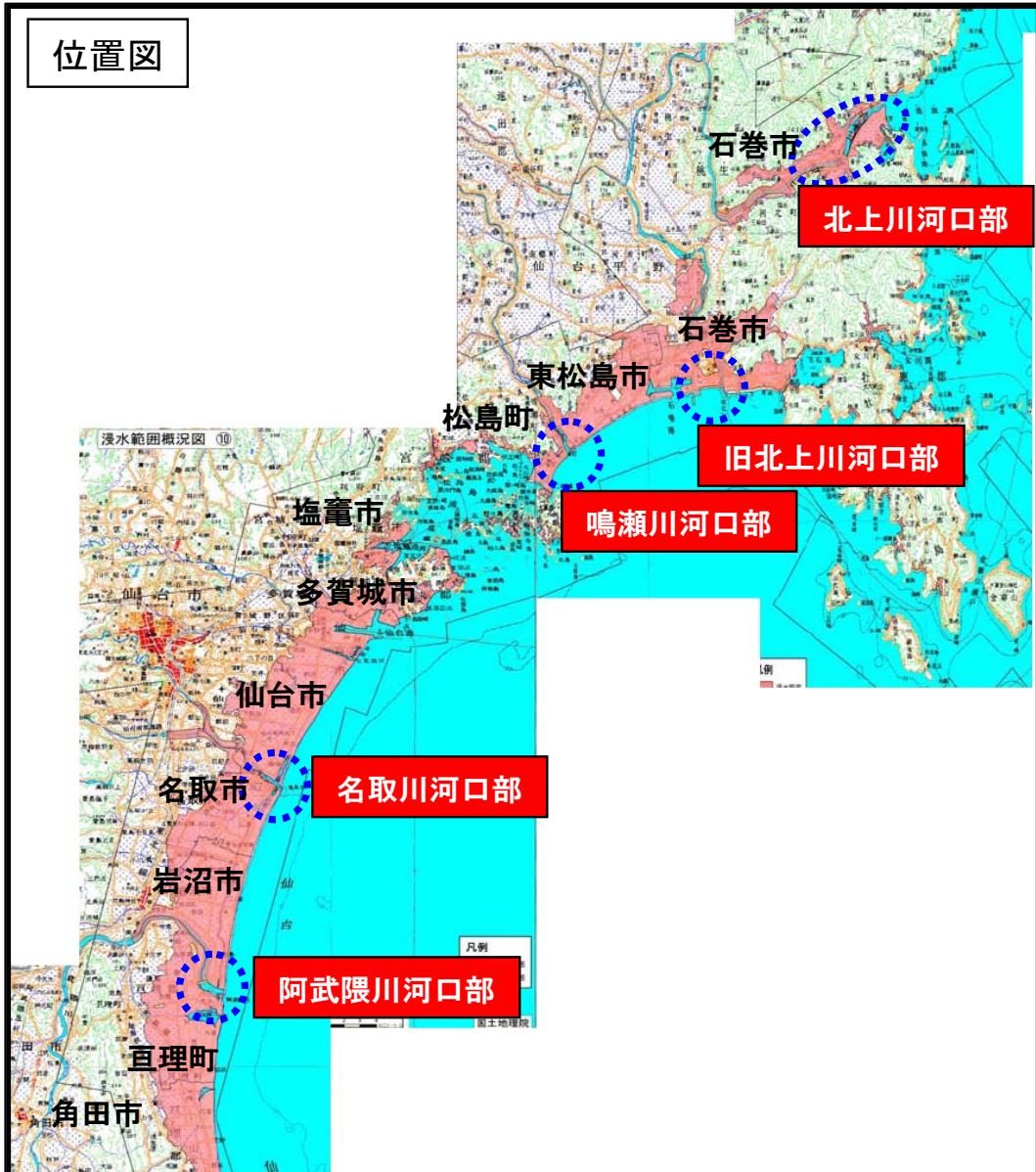
※東日本大震災における津波災害を受けて通知された国土交通省通達「河川津波対策について」(平成23年9月2日付)に基づいて設定。



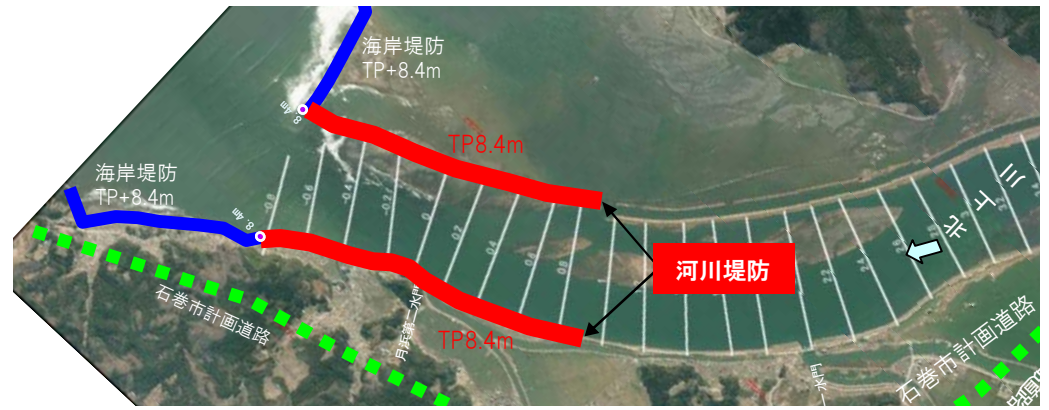
○北上川が該当

河口部河川堤防高の設定について（案）

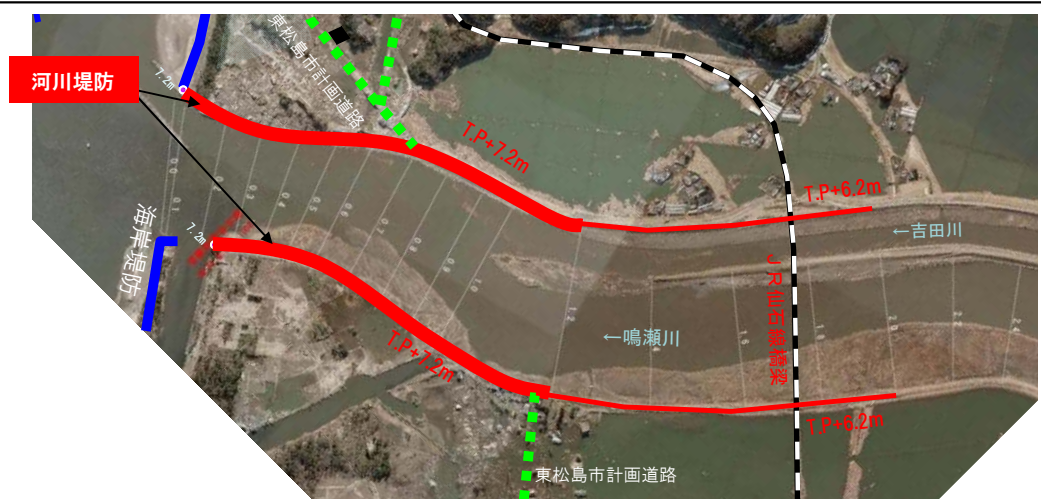
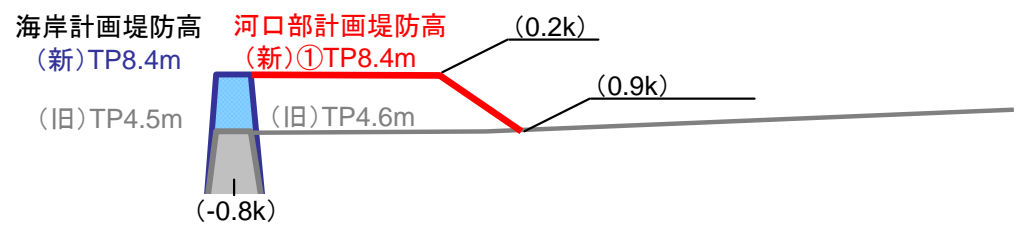
位置図



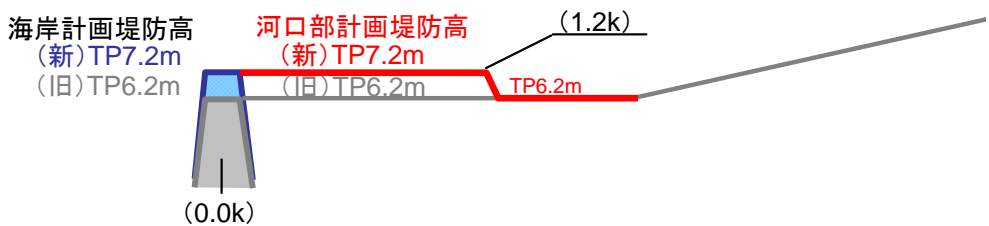
宮城県沿岸域にある5つの一級河川（北上川、旧北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川）の河口部は、今次津波及び広範囲の地盤沈下により、大きな被害を受けた。これら5河川の河口部の河川堤防の本格復旧及び被災地の復興に向け、新たな海岸堤防の高さととの整合を図りながら、洪水、高潮、津波の3つの外力に対応するよう、河川堤防高の設定（案）を作成した。



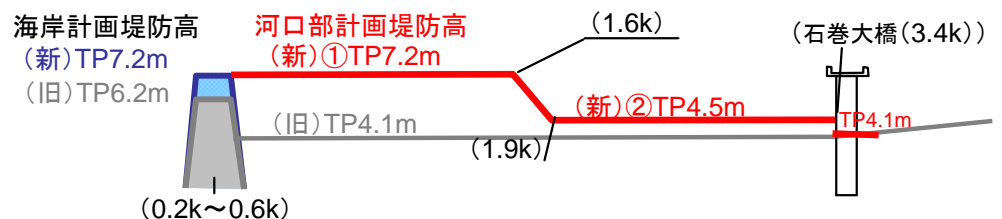
【北上川】



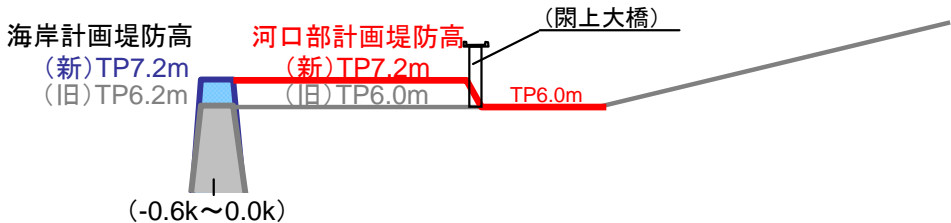
【鳴瀬川】



【旧北上川】



【名取川】



【阿武隈川】



※本設定(案)は、今後、河川整備計画の策定・変更手続きにおける学識経験を有する者、関係住民等からの意見聴取等を経て決定される。